

# 奈良県森林環境税による森林環境の保全に関する取組についての基本的な考え方

令和3年4月1日制定

## 第1 目的

奈良県森林環境税条例（平成17年3月奈良県条例第45号、以下「税条例」という。）及び奈良県森林環境の維持向上により森林と人との恒久的な共生を図る条例（令和2年3月奈良県条例第55号、以下「森と人の共生条例」という。）第9条の規定により定めた奈良県森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する指針（令和3年3月策定、以下「指針」という。）に基づく施策として、今般令和3年3月の税条例の改正による奈良県森林環境税（以下「県森林環境税」という。）の課税期間の延長に当たり、県森林環境税による森林環境の保全に関する取組についての基本的な考え方を明らかにするものとする。

## 第2 現状と課題

本県では、県土の保全、災害の防止、自然環境の保全、水源のかん養等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、平成18年度の県森林環境税導入以降、施業放置林の解消、里山づくりの推進、森林生態系の保全、森林環境教育の推進等に努めてきた。

これにより、令和元年度までの14年間に、延べ約3百箇所での里山づくり、延べ3万人の森林体験学習参加者など、使途事業としての実績を確保している。特に、施業放置林の整備について積極的に推進し、約1万1千ヘクタールの強度間伐を実施し、一定の成果を得ている。

しかしながら、長引く木材価格の低迷等により、依然多くの施業放置林が存在し、森林環境の悪化や森林の防災力の低下が懸念されている。さらに、平成23年紀伊半島大水害をもたらした台風豪雨を始めとして、昨今の集中豪雨等により、土砂災害発生の危険性は増大しており、引き続き、施業放置林対策など、森と人の共生条例及び指針に基づく新たな森林環境管理制度の構築・推進や災害に強い森林づくりに積極的に取り組む必要がある。

一方、令和元年度に、国において森林環境譲与税が導入され、森林整備を推進するための財源として、市町村に譲与されることとなった。今後、市町村が、この財源を活用し、独自に森林環境の保全のための事業展開を進めることは、その取組が限定的なものに留まる懸念があり、県としては、広域的な観点からの必要な取組を促進させることが求められる。このため、県全体としての森林環境保全に関する取組の考え方や、県森林環境税と森林環境譲与税との棲み分けについて明らかにすることが必要である。

### 第3 基本的な考え方

第2の現状と課題を踏まえ、新たな課税期間である令和3年度から令和7年度までの5ヶ年間に於いて、県森林環境税の課税趣旨である森林環境の保全に関する施策としては、引き続き、施業放置林の解消、里山づくりの推進、森林生態系の保全、森林環境教育の推進に取り組むものとする。加えて、新たな森林環境管理制度を構築・推進するため、新たに人材の養成・確保に取り組むものとする。

ただし、事業推進の両輪として、県森林環境税のみならず、森林環境譲与税を組み合わせ活用して取り組むものとし、県森林環境税の使途事業としては、新たな取組や、従来から実施しており継続が必要な取組であっても、市町村域を越える広域的なものに限定することを基本として、次のとおりとする。

- 1 施業放置林の解消については、従来から実施している強度間伐は、森林環境譲与税使途事業として引き続き取り組み、県森林環境税事業においては、新たな取組として、森林の防災力強化を図るための新しい知見に基づいた「混交林誘導整備」に取り組むものとする。
- 2 人材の育成・確保については、森林環境の維持向上に関する技術・知識の普及指導、森林の巡視等の専門的能力を習得した人材を養成するための「奈良県フォレスターアカデミー」の運営などに取り組むものとする。
- 3 里山づくりの推進、森林生態系の保全、森林環境教育の推進については、市町村が単独で取り組む事業は、森林環境譲与税使途事業として引き続き取り組み、県森林環境税事業においては、市町村域を越える広域的な取組に限定するものとする。